

「原子力規制委員会の取組の概要」抜粋(この1年間のトピックス)

(対象期間：平成27年3月11日～平成28年3月10日)

平成27年3月11日から平成28年3月10日までの1年間における原子力規制委員会の取組のうち、主な取組は次のとおりである。

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視 (「事態対処型」から「計画的対処」へ)

この1年間において、海側海水配管トレンチ内の高濃度汚染水の除去等、環境に大きな影響をもたらすようなリスクが大幅に低減する一方、放射性廃棄物の安定的な長期管理がより一層重要となったことを踏まえ、監視体制の見直しを図った。このように様々なトラブルに緊急的に対応していた「事態対処型」の状態から、廃棄物の管理や廃炉に向けた対策全般について、計画を一つ一つ十分に検討し、着実に対策を進めることのできる「計画的対処」の状態に移行したと認識し、廃炉作業の状況等を踏まえ、平成28年3月に「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成28年3月版)」を策定した。

(2) 新規規制基準適合性審査・検査の実施

事業者から提出された、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて策定した新規規制基準への対応に係る設置変更許可申請等について、厳正かつ適切に審査・検査を行っており、平成27年7月15日に、四国電力株式会社伊方発電所3号炉に関する設置変更許可を行ったほか、計4プラントの工事計画の認可、計3プラントの使用前検査合格証の交付等を行った。

(3) もんじゅへの対応

保守管理等の不備に係る種々の問題が次々と発覚していた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)について、平成27年11月13日、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第4条第2項の規定に基づき、文部科学大臣に対し、日本原子力研究開発機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること等について勧告を行った。

(4) 原子力災害対策の充実

東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策や原子力災害時医療体制等について原子力災害対策指針に位置付け、原子力災害対策の充実に努めた。

(5) 国際原子力機関(IAEA)が実施する海外の専門家によるレビューの受入れ

原子力規制委員会は、平成25年の12月にIAEAが実施する総合規制評価サービス(IRRS)の受入れを決定してから自己評価書の作成を進め、その過程で浮き彫りにされた課題に対する要改善措置を平成27年10月に取りまとめた。その後、平成28年1月、IRRSミッションチームによるレビューが行われた。原子力規制委員会は、IRRSミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの及び自己評価の過程で浮き彫りにされた要改善事項について、最終報告書の提示を待たずに、課題解決に向けた取組の検討を開始している。